

■さいたま市PTA協議会 会計規程

改正前	改正後	備考
<p>(特別事業積立金)</p> <p>第9条 特別事業を開催するために、年度ごとに積み立てる。</p> <p>2 前項の積立額は、児童・生徒ワイド補償制度の決算残高から必要経費を差引いた金額とする。</p> <p>3 特別事業積立金は総会で承認されたさいたま市PTA協議会が主催・共催する本会の目的を達成するための事業の助成にあて</p> <p>る。</p> <p>①日本PTA全国研究大会</p> <p>②関東ブロック研究大会</p> <p>③指定都市情報交換会（研究大会）</p> <p>④さいたま市PTA協議会研究大会・周年事業等</p>	<p>(特別事業積立金)</p> <p>第9条 特別事業を開催するために、年度ごとに積み立てる。</p> <p>2 前項の積立額は、児童・生徒ワイド補償制度およびPTA活動総合補償制度の決算残高から必要経費を差引いた金額とする。</p> <p>3 特別事業積立金は総会で承認されたさいたま市PTA協議会が主催・共催する本会の目的を達成するための事業の助成にあて</p> <p>る。</p> <p>①日本PTA全国研究大会</p> <p>②関東ブロック研究大会</p> <p>③指定都市情報交換会（研究大会）</p> <p>④さいたま市PTA協議会研究大会・周年事業等</p> <p><u>4 年度初等で緊急的かつ一時的に特別事業積立金を他の口座へ振り替える場合は、理事会の承認を得るとともに速やかにかつ年度内に戻すものとする。</u></p> <p>第5章 会場費</p> <p><u>(会場費)</u></p> <p><u>第11条 区P連主催の総会、正副会長会、校長会長会、会長会等の会議開催のための会場費を負担する。なお、会場費に備品・付属設備使用料等を含めることができる。</u></p> <p><u>2 会場費負担額の合計は各区P連につき年間50,000円を上限とし、それを超える会場費は各区P連で負担する。</u></p>	<p>実態を鑑みて</p> <p>※①～③は限定列挙、④は3項本文の例示であり、文言はそのままとする</p> <p>特別事業積立金を他の口座へ振り替える際の手続きについて規定</p> <p>区P連の会場費負担を規定</p>

3 区P連は、会議が終了した時は、さいたま市PTA協議会会場費精算書（様式第8号）に領収書を添付して、会計担当副会長に提出する。

第5章 慶弔費

（慶弔費）

第11条 本会の役員及び関係団体の長に、慶弔金を支給・贈呈することができる。

2 慶弔金の額は、正副会長会で決定する。

第6章 その他

（その他）

第12条 その他この規程にない会計執行については、正副会長会で決定する。

第6章 慶弔費

（慶弔費）

第12条 本会の役員及び関係団体の長に、慶弔金を支給・贈呈することができる。

2 慶弔金の額は、正副会長会で決定する。

第7章 その他

（その他）

第13条 その他この規程にない会計執行については、正副会長会で決定する。